## 豊橋市ごみ減量推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市廃棄物総合計画に基づいてごみ減量施策を推進するにあたり、市域の 様々な主体の意見を反映させるため、豊橋市ごみ減量推進検討委員会(以下「委員会」という。) を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市のごみ減量施策に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する ものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民
  - (3) 事業者
  - (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の報告が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成23年4月7日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。